

サントリー チャレンジド・スポーツ アスリート奨励金（第4期）

東京都障害者スポーツ協会推薦選手募集要項

（公社）東京都障害者スポーツ協会では「サントリー チャレンジド・スポーツ アスリート奨励金※」に推薦する若手アスリート及び競技団体等を以下の通り募集します。

※サントリー チャレンジド・スポーツ アスリート奨励金は、サントリーホールディングス株式会社が地域におけるチャレンジド・スポーツ（パラスポーツ）の普及拡大・環境整備を目的として、各都道府県、政令指定都市の障害者スポーツ協会から推薦を受けたパラスポーツの未来を担う若手アスリートに対して、奨励金を給付するものです。

詳細：<https://www.philanthropy.or.jp/doc/suntory/doc1eyu.pdf>

【対象者】

<アスリート>

日本国籍を有する者で、応募の時点で、次に掲げる全ての要件を満たす方を対象とします。

(1) 25歳未満、又はパラスポーツ競技^{*1}をはじめて10年未満^{*2}。

^{*1}パラスポーツ競技はパラリンピックの実施競技に限らず、広く障害者スポーツ全般を指します。

^{*2}競技を再開したアスリートについては再開後の期間とします。

(2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた方。

(3) 東京都在住、在勤、または在学のいずれかに該当する方

<競技団体等>

申請時点で次に掲げる全てを満たす団体を対象とします。

(1) （公社）東京都障害者スポーツ協会の登録競技団体及びそれに準ずる障害者スポーツ競技団体

(2) 団体の目的・組織・事業などを定款、規約等にて定めている団体

(3) 常時連絡が可能な状態である団体

【給付規模】

50万円をアスリート1名及びそのアスリートが所属する競技団体等に支給します。

アスリートと競技団体等で協議の上、アスリートへの支給額と競技団体等への支給額の合計が50万円になるようにしてください。ただしアスリートへの支給額は30万円を最低金額とします。

【対象経費】

(1)アスリート：

- ・競技用器具、身体補装具の購入および保守・修繕費用
- ・試合遠征費、遠方への練習参加費、個人トレーニング合宿費（海外含む）、メディカルサポート等、国内外において競技のレベルアップを目指す経費
- ・コーチ、ガイドランナー、トレーナー等のサポートスタッフ経費

(2)競技団体等：

以下に挙げる競技振興に関連する活動における、会場使用料、謝金、交通費、印刷製本費、備品購入費等にのみ使用できるものとし、人件費および委託費への使用は認めません。

- ・各地域における、体験教室・競技会・研修会・講習会等の開催費用
- ・各協会等に所属するメンバー（コーチ・トレーナー等）の競技会・練習会への参加のための費用
- ・チャレンジド・スポーツの競技を推進するための備品整備費用

【対象期間】

2026 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日までの 1 年間の活動が対象となります。

【給付時期】

(1)アスリート

協会から給付決定の連絡後、2026 年 1 月末までにアスリートの指定する口座へ送金します。アスリートが成人の場合は本人名義の預貯金口座、未成年の場合は保護者または後見人名義の口座へ送金します。

(2)競技団体等

協会から給付決定の連絡後、2026 年 1 月末までに競技団体等の指定する口座（団体名義もしくは代表者名義の口座）に送金します。

【申請方法】

下記必要書類を全て揃え、競技団体等が 2025 年 11 月 14 日（金） までにメールまたは郵送にて提出をお願いします。 ※郵送の場合は当日消印有効。

<提出先>

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会

「サントリー チャレンジド・スポーツ アスリート奨励金選手募集」担当

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 12 階

TEL:03-5206-5586 FAX：03-5206-5587 メール：portal@tsad.or.jp

【必要書類】

※書類はアスリートが記載する書類も含めて競技団体等が取りまとめて提出してください。

- ①アスリートが記載、用意するもの：推薦書（様式 1）、活動計画書（様式 2）
- ②競技団体等が記載、用意するもの：申請書（様式 3）、活動計画書（様式 4）*

*奨励金をアスリートに全額給付する場合は活動計画書（様式 4）の提出は不要です。

【その他】

- ・給付の決定後に「障害者手帳のコピー」、「振込口座指定書」、「個人情報同意書」、「反社会勢力ではないことの表明・確約に関する誓約書」、「選手写真データ」「ヒアリングシート」等の書類を追加で「サントリー チャレンジド・スポーツ アスリート奨励金」事務局（運営：公益社団法人日本フィランソロピー協会）へ提出いただきます。あらかじめご了承ください。
- ・奨励金の給付を受けたアスリート・競技団体等は、給付を受けた年の活動レポートを 2027 年 2 月末までに、所定の様式を使用して、「サントリー チャレンジド・スポーツ アスリート奨励金」事務局（運営：公益社団法人日本フィランソロピー協会）へ提出いただきます。
- ・申請書の記載内容に虚偽が見つかった場合は、奨励金の受給中であっても給付資格を取消し、奨励金の返還を求める場合があります。
- ・奨励金の給付は一事業年度に 1 団体 1 回とします。
- ・事業実施期間中に支援事業の内容に重要な変更があった場合、速やかに事務局に報告し、必要書類を提出していただきます。
- ・その他「サントリー チャレンジド・スポーツ アスリート奨励金」の詳細につきましては、公益社団法人日本フィランソロピー協会 HP 内の「サントリー チャレンジド・スポーツ アスリート奨励金」ページ（<https://www.philanthropy.or.jp/suntory/pfc/2025/>）をご確認ください。